

令和4年度子育て支援対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

| 改正後 | 改正前 | 備考 |
|--|--|-------------|
| <p style="text-align: center;">令和5年度 子育て支援対策事業費補助金交付要綱</p> <p>(目的) 1 (略)</p> <p>(補助事業) 2 (略)</p> <p>(補助事業者) 3 (略)</p> <p>(補助対象経費) 4 (略)</p> <p>(補助金交付額の算定方法) 5 (略)</p> | <p style="text-align: center;">令和4年度 子育て支援対策事業費補助金交付要綱</p> <p>(目的) 1 この補助金は、「新子育て安心プラン実施計画」等の円滑な推進を図るため、「北海道安心こども基金」を活用して、保育所の計画的な整備等の実施、認定こども園等の新たな保育の需要への対応、小学校就学前の子どもの教育及び保育に要する費用の無償化に係る事務の円滑な実施並びに母子保健及び児童福祉の一体的な相談支援体制の整備等を通じて、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的として、安心こども基金管理運営要領（平成21年3月5日付け20文科初第1279号文部科学省初等中等教育局長・雇児発第0305005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(補助事業) 2 別紙1に掲げる「北海道安心こども基金」による子育て支援対策事業（以下「事業」という。）について、別添1から19の4までにに基づき実施する事業</p> <p>(補助事業者) 3 補助事業者は、別紙1の2第3欄に掲げるとおり（市町村は、別添1から3、7から18及び19の2に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助又は助成等（以下「補助等」という。）により事業を実施することができるものとする。）とする。</p> <p>(補助対象経費) 4 補助金の交付の対象とする経費は、事業ごとに別添1から19の4までに掲げる対象経費とする。ただし、市町村が事業者に対し補助等により事業を実施する場合にあっては、事業者が当該補助の対象となる事業に要する経費とする。</p> <p>(補助金交付額の算定方法) 5 補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、事業ごとに算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定した単位ごとに、別表（補助基準額表）に定める基準により算</p> | <p>年度改正</p> |

(補助金の交付申請)

6 (略)

(交付の条件)

7 総合振興局長等は、補助事業者に補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件(「知事」とあるのを「総合振興局長等」と読み替える。)のほか、次の条件を付すものとする。

(1) ア～サ(略)

出した基準額の合計を算出する。

(3) (1)により選定した額と(2)により算出した額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。

(4) (3)により選定した額に別紙1の2の4欄に掲げる国及び道の負担割合の合計を乗じて得た額の範囲内の額を補助額とする。ただし、市町村が事業者に対し補助等することにより実施する事業については、(3)により選定した額に別紙1の2の4欄に掲げる国及び道並びに市町村の負担割合の合計を乗じた額と、市町村が事業者に対し補助等した額を比較していずれか少ない方の額を選定し、その額を国及び道並びに市町村の負担割合の合計で除し、さらに国及び道の負担割合の合計を乗じて得た額を助成額とする。

(補助金の交付申請)

6 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、北海道補助金等交付規則第3条に基づき行う告示の定めにより、補助金等交付申請書(保福第1号様式。平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下「保福第〇号様式」について同じ。)に告示に定める書類を添えて、別に定める期日までに総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)に提出しなければならない。

なお、補助事業者(市町村の場合を除く。)は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付の条件)

7 総合振興局長等は、補助事業者に補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件(「知事」とあるのを「総合振興局長等」と読み替える。)のほか、次の条件を付すものとする。

(1) 市町村が実施する事業に対して道が補助金を交付する場合

ア 補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(ア) 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の10分の1を超えないとき。

(イ) 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた

場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については、当該処分を制限された期間保管しなければならない。

また、事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙2の様式による調書も作成し、保管しなければならない。

ウ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、総合振興局長等の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

エ 総合振興局長等の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

カ 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国及び道の負担割合の合計を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

キ 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により事業者の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙3によりその金額(実績報告において、ウにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

ク 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾し

シ ウにより付した条件に基づき、総合振興局長等が財産の処分を承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
(2) ア～カ (略)

- てはならない。
- コ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- サ 市町村等がアからコにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を道に納付させることがある。
- シ ウにより付した条件に基づき、総合振興局長等が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ内閣総理大臣、承認を受けなければならない。
- (2) 事業者に対し市町村が助成することにより実施する事業に対して道が補助金を交付する場合
- ア 補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。
- (ア) 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の10分の1を超えないとき。
- (イ) 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保存しておくなければならない。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については、当該処分を制限された期間保管しなければならない。
- また、市町村にあつては、事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙2の様式による子育て支援対策事業費補助金調書を作成し、保管しなければならない。
- ウ 市町村が事業者に対して、この補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
- (ア) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- a 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
- b 建物等の用途
- c 利用定員
- (イ) 事業を中止し、又は廃止(一部中止、又は廃止を含む。)する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- (ウ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
- (エ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し

こども家庭庁への移管による文言修正

又は廃棄してはならない。

- (オ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (カ) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (キ) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国、道及び市町村の負担割合の合計を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (ク) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙3に準じた様式によりその金額（実績報告において、（キ）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市町村長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに市町村長に報告し、当該金額を返還しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (ケ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については、当該処分を制限された期間保存しなければならない。
- (コ) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (サ) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (シ) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町

村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(ス) 別添3の2(2)②～③の事業を実施する場合は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項に基づく認定を受けること。ただし、令和3年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。

(セ) 別添3の2の(2)④の事業を実施する場合は、幼稚園が本事業を実施し、事業開始後5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準を満たさなかった場合は、補助条件違反として補助額の返還を命ずること。

(ソ) 事業により施設整備の補助を受ける事業者に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和39年政令第255号)第14条第1項第2号の規定より、文部科学大臣又は厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日まで、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付又は同法65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできない。

エ ウにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ総合振興局長等の承認又は指示を受けなければならない。

オ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を道に納付させることがある。

カ 事業者がウにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を道に納付させることがある。

キ ウの(エ)により付した条件に基づき、総合振興局長等が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

ク この事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の交付決定内容等の変更)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、補助事業等変更承認申請書(保福第1の21号様式)を総合振興局長等に提出すること。

(補助の概算払申請)

9 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書(保福第1の25号様式)を総合振興局長等に提出するものとする。

(概算払の決定等)

10 総合振興局長等は、9の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

キ ウの(エ)により付した条件に基づき、総合振興局長等が財産の処分を承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官又は文部科学大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定内容等の変更)

8 (略)

(補助の概算払申請)

9 (略)

(概算払の決定等)

10 (略)

こども家庭庁への移管による文言修正

| | | |
|--|--|-------------|
| <p>(補助事業の中止又は廃止)</p> <p>11 (略)</p> <p>(補助金の実績報告)</p> <p>12 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>この要綱は、令和5年4月1日から適用する。</u></p> | <p>(補助事業の中止又は廃止)</p> <p>11 補助事業者が、補助事業の中止又は廃止する場合は、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第1の23号様式）を総合振興局長等に提出すること。</p> <p>(補助金の実績報告)</p> <p>12 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に告示に定める書類を添えて、総合振興局長等に提出しなければならない。</p> <p>また、別添4の事業を実施した場合は、幼児教育・保育無償化円滑化事業実施状況報告書（別記様式1）を併せて提出すること。</p> <p>なお、補助事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の4月10日までに告示に定める書類を総合振興局長等に提出しなければならない。</p> <p>附則</p> <p><u>この要綱は、令和4年4月1日から適用する。</u></p> | <p>年度改正</p> |
|--|--|-------------|

| 国安心こども基金管理運営要領（令和4年7月7日改正） | | | 道要綱改正後 | | | | | 道要綱改正前 | | | | |
|---|--|---|---|-------------------------|---|-----|-------------------------|--|----|-------------------------|--|--|
| 別 添 子育て支援対策臨特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業 （定義） 1 本運営要領において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。 | | | 別紙 1 「北海道安心こども基金」による子育て支援対策事業 1 本事業において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。 | | | | | 別紙 1 「北海道安心こども基金」による子育て支援対策事業 1 本事業において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。 | | | | |
| 種類 | 整備区分 | 整備内容 | 種類 | 整備区分 | 整備内容 | 種類 | 整備区分 | 整備内容 | 種類 | 整備区分 | 整備内容 | |
| 新設 | 創設 | 新たに施設を整備すること。 | 新設 | 創設 | 新たに施設を整備すること。 | 新設 | 創設 | 新たに施設を整備すること。 | 新設 | 創設 | 新たに施設を整備すること。 | |
| 修理 | 大規模修繕等 （耐震化整備事業を含む。） | 既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ①給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ②その他必要と認められる上記に準ずる工事 | 修理 | 大規模修繕等 （耐震化整備事業を含む。） | 既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ①給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ②その他必要と認められる上記に準ずる工事 | 修理 | 大規模修繕等 （耐震化整備事業を含む。） | 既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ①給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ②その他必要と認められる上記に準ずる工事 | 修理 | 大規模修繕等 （耐震化整備事業を含む。） | 既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ①給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ②その他必要と認められる上記に準ずる工事 | |
| 改造 | 増築 増改築 改築 | 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ※改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。 ※地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、令和5年8月22日こ成事第430号こども家庭庁成育局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。 | 改造 | 増築 増改築 改築 | 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ※改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。 ※地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、令和5年8月22日こ成事第430号こども家庭庁成育局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。 | 改造 | 増築 増改築 改築 | 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ※改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。 ※地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。 | 改造 | 増築 増改築 改築 | 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ※改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。 ※地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。 | |
| 整備 | 老朽民間児童福祉施設整備 | 社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。 | 整備 | 老朽民間児童福祉施設整備 | 社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。 | 整備 | 老朽民間児童福祉施設整備 | 社会福祉法人が設置する施設について平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。 | 整備 | 老朽民間児童福祉施設整備 | 社会福祉法人が設置する施設について平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。 | |
| 2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。 | | | 2 補助対象事業は、次の表に掲げる事業をいい、第3欄の補助事業者が第2欄の事業内容を実施する場合、第4欄に掲げる負担割合を適用することとする。 | | | | | 2 補助対象事業は、次の表に掲げる事業をいい、第3欄の補助事業者が第2欄の事業内容を実施する場合、第4欄に掲げる負担割合を適用することとする。 | | | | |
| 1項目 | 2 事業内容 | 3補助事業者 | 4 負担割合 | | | | | | | | | |
| | | | 国 | 道 | 計 | 市町村 | 合計 | | | | | |
| 保育サービス等の | （1）保育所等整備事業 ア 保育所緊急整備事業（別添1） 保育所（公立を除く。）の施設整 | 市町村 | 〇 | 別添1の3 | （1）に該当する | 市町村 | | | | | | |
| 1項目 | 2 事業内容 | 3補助事業者 | 4 負担割合 | | | | | | | | | |
| 保育サービス等の | （1）保育所等整備事業 ア 保育所緊急整備事業（別添1） 保育所（公立を除く。）の施設整 | 市町村 | 〇 | 別添1の3 | （1）に該当する | 市町村 | | | | | | |

| ①区分 | ②事業内容 | ③交付額の振替 | ④実施主体 | ⑤補助率 | | | ⑥事業実施期間 | ⑦精算時期 |
|---------------------------------|--|--|----------------------|----------------------|------|------|---------|---|
| | | | | 国 | 都道府県 | 市町村 | | |
| 1 保育サービス等の充実 （文部科学省関係を除く） | (1) 保育所等整備事業 ○保育所緊急整備事業（別添1） 保育所（公立を除く）の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 | 20年度交付要綱4(1) | 市町村 | ○別添1の3(1)に該当する市町村 | 2/3 | - | 1/12 | 別添1の2(5)に定める期限 |
| | 市町村 | | ○別添1の3(2)に該当する市町村 | 1/2 | - | 1/4 | | |
| | 市町村 | | ○別添1の2(5)に該当する市町村 | 2/3 | - | 1/12 | | |
| 1 保育サービス等の充実 （文部科学省関係を除く） | ○小規模保育整備事業（別添1の2） 小規模保育事業所の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 | 21年度交付要綱4(1)ア、イ及びウ 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1) 25年度交付要綱4(1) 26年度交付要綱4(1) 27年度交付要綱4(1) 28年度交付要綱4(1) | 市町村 | ○別添1の2(3)(1)に該当する市町村 | 2/3 | - | 1/12 | 平成26年度末 （別添1に規定する保育所緊急整備事業、別添1の2に規定する小規模保育整備事業、別添2に規定する賃貸物件による保育所整備事業、別添3に規定する子育て支援のための拠点施設整備事業、別添4に規定する放課後児童クラブ設置促進事業、別添6に規定する家庭的保育改善等事業、別添6の5に規定する認可外保育施設保育士資格取得支援事業、別添7の3に規定する認可外保育施設保育士資格取得支援事業、別添7の4に規定する保育士修学奨励金交付事業、別添7の6に規定する保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、別添7の7に規定する幼保連携型認定こども園整備事業、別添7の8に規定する保育所等整備事業、別添8に規定する認定こども園整備事業及び別添9の1に規定する小規模保育施設促進事業を除く。） |
| | 市町村 | | ○別添1の2(3)(2)に該当する市町村 | 1/2 | - | 1/4 | | |
| | 市町村 | | ○別添2の3(1)に該当する市町村 | 2/3 | - | 1/12 | | |
| 1 保育サービス等の充実 （文部科学省関係を除く） | ○賃貸物件による保育所等整備事業（別添2） 都庁を中心として、賃貸物件による保育所等の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。 ※公立保育所を除く | 20年度交付要綱4(1) 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1) 25年度交付要綱4(1) | 市町村 | ○別添2の3(2)に該当する市町村 | 1/2 | - | 1/4 | |
| | 市町村 | | ○別添2の3(1)に該当する市町村 | 2/3 | - | 1/12 | | |
| | 市町村 | | ○別添2の3(2)に該当する市町村 | 1/2 | - | 1/4 | | |
| 1 保育サービス等の充実 （文部科学省関係を除く） | ○子育て支援のための拠点施設整備事業（別添3） 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。 | 20年度交付要綱4(1) 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1) 25年度交付要綱4(1) | 市町村 | ○別添3の2(5)に定められる期限 | 1/2 | - | 1/2 | |
| | 市町村 | | ○別添3の2(5)に定められる期限 | 1/2 | - | 1/2 | | |
| | 市町村 | | ○別添3の2(5)に定められる期限 | 1/2 | - | 1/2 | | |

| ①区分 | ②事業内容 | ③交付額の振替 | ④実施主体 | ⑤補助率 | | | ⑥事業実施期間 | ⑦精算時期 |
|---------------------------------|---|--|----------------------|----------------------|------|-----|----------------|---|
| | | | | 国 | 都道府県 | 市町村 | | |
| 2 保育サービス等の充実 （文部科学省関係を除く） | ○認定こども園整備事業（文部科学省関係）（別添8） 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象 | 20年度交付要綱4(2) 22年度交付要綱4(2) 23年度交付要綱4(5) 24年度交付要綱4(2) 25年度交付要綱4(2) 26年度交付要綱4(2) | 市町村 | 1/2 | - | 1/4 | 別添8の2(5)に定める期限 | |
| | 都道府県 | | 1/2 | - | - | | | |
| | 市町村 | | 1/2 | - | - | | | |
| 2 保育サービス等の充実 （文部科学省関係を除く） | ○幼保連携型児童発達支援事業（文部科学省関係）（別添8の2） 認定こども園を構成又は移行を予定する幼保連携型児童発達支援事業に対する補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象 | 20年度交付要綱4(2) 22年度交付要綱4(2) 23年度交付要綱4(5) | 市町村 | 1/2 | 1/4 | 1/4 | 平成25年度末 | |
| | 市町村 | | 1/2 | 1/4 | 1/4 | | | |
| | 市町村 | | 1/2 | 1/4 | 1/4 | | | |
| 2 保育サービス等の充実 （文部科学省関係を除く） | (1) 認定こども園等の環境整備等事業 ○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（別添10） 幼児教育の質の向上のため、施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の環境整備やデジタルテレビ整備のための費用を支援する。 | 21年度交付要綱4(2)アからエ 23年度交付要綱4(5) 25年度交付要綱4(2) 26年度交付要綱4(2) | 都道府県 | ○別添10の3(2)①イに該当する幼稚園 | 1/2 | - | - | 平成26年度末 （別添8に規定する認定こども園整備事業、別添8の2に規定する幼保連携型児童発達支援事業及び別添11の2に規定する保育教諭確保のための幼保連携型児童発達支援事業を除く。） |
| | 都道府県 | | 1/3 | - | - | | | |
| | 都道府県 | | ○別添10の3(2)①イに該当する幼稚園 | 1/3 | - | - | | |
| 2 保育サービス等の充実 （文部科学省関係を除く） | ○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援（別添11） 認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修・幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修の実施に必要な費用を支援する。 | 21年度交付要綱4(2)オ 23年度交付要綱4(5) 26年度交付要綱4(2) | 都道府県 | ○事業主が都道府県の場合 | 1/2 | 1/2 | - | 平成26年度末 |
| | 都道府県 | | ○事業主が市町村の場合 | 1/2 | - | 1/2 | | |
| | 都道府県 | | ○事業主が都道府県が適当と認める者の場合 | 1/2 | - | - | | |
| 12 幼児無償保育費 （文部科学省関係を除く） | 幼児教育・保育無償化円滑化事業（別添28） 都道府県及び市町村が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費について補助する。 | 令和2年度交付要綱4 | 都道府県 市町村 | 定額 | - | - | 令和5年度末 | |
| | 都道府県 市町村 | | 定額 | - | - | | | |
| | 都道府県 市町村 | | 定額 | - | - | | | |

| | | | | | | | | |
|------------------------------|---|-----|-------------------|-----|------------------|------|------------------|-----|
| 充実 | 備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 | 市町村 | 2/3 | - | 2/3 | 1/12 | 3/4 | |
| | イ 小規模保育整備事業（別添2） 小規模保育事業所の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 | 市町村 | ○別添1の3(2)に該当する市町村 | 1/2 | - | 1/2 | 1/4 | 3/4 |
| | ○別添2の3(1)に該当する市町村 | 2/3 | - | 2/3 | 1/12 | 3/4 | | |
| 充実 | (2) 認定こども園整備等事業 認定こども園整備事業（別添3） 認定こども園等の施設整備費の補助を実施する。 | 市町村 | ○別添3の2(2)①～③の事業 | 1/2 | - | 1/2 | 1/4 | 3/4 |
| | ○別添3の2(2)④の事業 | 1/2 | - | 1/2 | 1/4 | 3/4 | | |
| | 市町村 | 2/3 | - | 2/3 | 1/12 | 3/4 | | |
| 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等 | 幼児教育・保育無償化円滑化事業（別添4） 市町村が認可外保育施設の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費及び多子世帯保育料負担軽減支援に要する経費について補助する。 | 市町村 | 10分 の10 以内 | - | 10分 の10 以内 | - | 10分 の10 以内 | |
| | (1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業（別添5） 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設を整備するために必要な費用を補助する。 | 市町村 | 9/10 | - | 9/10 | 1/10 | 10/10 | |
| | | 市町村 | 9/10 | - | 9/10 | 1/10 | 10/10 | |
| 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援 | (2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（別添6） 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設において、統括支援員を配置するなど、連携強化の一層の推進を図るために必要な費用を補助する。 | 市町村 | 2/3 | 1/6 | 5/6 | 1/6 | 10/10 | |
| | (3) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業（別添7） 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する際に必要な費用を補助する。 | 市町村 | 1/2 | 1/4 | 3/4 | 1/4 | 10/10 | |
| | (4) 保護者支援臨時特例事業（別添8） | 市町村 | 1/2 | 1/4 | 3/4 | 1/4 | 10/10 | |

| | | | | | | | | |
|------------------------------|---|-----|-------------------|-----|------------------|------|------------------|-----|
| 充実 | 備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 | 市町村 | 2/3 | - | 2/3 | 1/12 | 3/4 | |
| | イ 小規模保育整備事業（別添2） 小規模保育事業所の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 | 市町村 | ○別添1の3(2)に該当する市町村 | 1/2 | - | 1/2 | 1/4 | 3/4 |
| | ○別添2の3(1)に該当する市町村 | 2/3 | - | 2/3 | 1/12 | 3/4 | | |
| 充実 | (2) 認定こども園整備等事業 認定こども園整備事業（別添3） 認定こども園等の施設整備費の補助を実施する。 | 市町村 | ○別添3の2(2)①～③の事業 | 1/2 | - | 1/2 | 1/4 | 3/4 |
| | ○別添3の2(2)④の事業 | 1/2 | - | 1/2 | 1/4 | 3/4 | | |
| | 市町村 | 2/3 | - | 2/3 | 1/12 | 3/4 | | |
| 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等 | 幼児教育・保育無償化円滑化事業（別添4） 市町村が認可外保育施設の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費及び多子世帯保育料負担軽減支援に要する経費について補助する。 | 市町村 | 10分 の10 以内 | - | 10分 の10 以内 | - | 10分 の10 以内 | |
| | (1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業（別添5） 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設を整備するために必要な費用を補助する。 | 市町村 | 9/10 | - | 9/10 | 1/10 | 10/10 | |
| | | 市町村 | 9/10 | - | 9/10 | 1/10 | 10/10 | |
| 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援 | (2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（別添6） 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設において、統括支援員を配置するなど、連携強化の一層の推進を図るために必要な費用を補助する。 | 市町村 | 2/3 | 1/6 | 5/6 | 1/6 | 10/10 | |
| | (3) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業（別添7） 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する際に必要な費用を補助する。 | 市町村 | 1/2 | 1/4 | 3/4 | 1/4 | 10/10 | |
| | (4) 保護者支援臨時特例事業（別添8） | 市町村 | 1/2 | 1/4 | 3/4 | 1/4 | 10/10 | |

| | | | | | | | |
|--|--|--------------------------|-----|------|------|-------|---|
| 13 | (1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業（別添29） 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設を整備するために必要な費用を補助する。 | 令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4 | 市町村 | 9/10 | - | 1/10 | 令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする |
| | (2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（別添30） 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設において、双方の連携強化の推進を図るため、統括支援員を配置する際に必要な費用を補助する。 | 令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4 | 市町村 | 2/3 | 1/6 | 1/6 | 令和5年度末 |
| | (3) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業（別添31） 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する際に必要な費用を補助する。 | 令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4 | 市町村 | 1/2 | 1/4 | 1/4 | 令和5年度末 |
| | (4) 保護者支援臨時特例事業（別添32） 子どもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するために必要な費用の補助やペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の要請に必要な費用を補助する。 | 令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4 | 市町村 | 1/2 | 1/4 | 1/4 | 令和5年度末 |
| | (5) 子どもの居場所支援整備事業（別添33） 家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するために必要な費用を補助する。 | 令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4 | 市町村 | 2/3 | - | 1/12 | 令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする |
| | (6) 子どもの居場所支援臨時特例事業（別添34） 家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供するために必要な費用を補助する。 | 令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4 | 市町村 | 1/2 | 1/4 | 1/4 | 令和5年度末 |
| | (7) 子育て短期支援整備事業（別添35） 子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する費用を補助する。 | 令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4 | 市町村 | 2/3 | - | 1/12 | 令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする |
| | (8) 子育て短期支援臨時特例事業（別添36） 子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施する際に必要な費用を補助する。 | 令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4 | 市町村 | 1/3 | 1/3 | 1/3 | 令和5年度末 |
| | (9) 一時預かり利用者負担軽減事業（別添37） 低所得世帯等の児童が、一時預かり事業による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に必要な費用を補助する。 | 令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4 | 市町村 | 1/3 | 1/3 | 1/3 | 令和5年度末 |
| 子どもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の要請に必要な費用を補助する。 | | | | | | | |
| (5) 子どもの居場所支援整備事業（別添9） 家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するために必要な費用を補助する。 | 市町村 | 2/3 | - | 2/3 | 1/12 | 3/4 | |
| (6) 子どもの居場所支援臨時特例事業（別添10） 家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供するために必要な費用を補助する。 | 市町村 | 1/2 | 1/4 | 3/4 | 1/4 | 10/10 | |
| (7) 子育て短期支援整備事業（別添11） 子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する費用を補助する。 | 市町村 | 2/3 | - | 2/3 | 1/12 | 3/4 | |
| (8) 子育て短期支援臨時特例事業（別添12） 子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施する際に必要な費用を補助する。 | 市町村 | 1/3 | 1/3 | 2/3 | 1/3 | 10/10 | |
| (9) 一時預かり利用者負担軽減事業（別添13） 低所得世帯等の児童が、一時預かり | 市町村 | 1/3 | 1/3 | 2/3 | 1/3 | 10/10 | |
| 子どもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の要請に必要な費用を補助する。 | | | | | | | |
| (5) 子どもの居場所支援整備事業（別添9） 家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するために必要な費用を補助する。 | 市町村 | 2/3 | - | 2/3 | 1/12 | 3/4 | |
| (6) 子どもの居場所支援臨時特例事業（別添10） 家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供するために必要な費用を補助する。 | 市町村 | 1/2 | 1/4 | 3/4 | 1/4 | 10/10 | |
| (7) 子育て短期支援整備事業（別添11） 子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する費用を補助する。 | 市町村 | 2/3 | - | 2/3 | 1/12 | 3/4 | |
| (8) 子育て短期支援臨時特例事業（別添12） 子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施する際に必要な費用を補助する。 | 市町村 | 1/3 | 1/3 | 2/3 | 1/3 | 10/10 | |
| (9) 一時預かり利用者負担軽減事業（別添13） 低所得世帯等の児童が、一時預かり | 市町村 | 1/3 | 1/3 | 2/3 | 1/3 | 10/10 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------------------------------|---|------------|-------------|------------|---|---------------|---|----------------------|------------|----------|------------|-------------|--------------|---|--|--------------------|------------|------------|-------------|--------------|--------------|---|
| <p>新たな子育て支援の すべを早急に整備 していくための支援 策の</p> | <p>(10) 妊婦訪問支援事業（別添38）</p> <p>妊婦健診未受診の妊婦等継続的な状況把握が必要な妊婦を対象として、その家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するために必要な費用を補助する。</p> | <p>令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4</p> | <p>市町村</p> | <p>1/2</p> | <p>-</p> | <p>1/2</p> | <p>令和5年度末</p> | <p>令和5年度末</p> | <p>事業による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に必要な費用を補助する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>(11) 特定妊婦等支援整備事業（別添39）</p> <p>特定妊婦等が安心して生活を送ることができる体制整備をするため、特定妊婦等に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備に必要な費用を補助する。</p> | <p>令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4</p> | <p>都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、福祉事務所設置町村</p> | <p>2/3</p> | <p>1/12</p> | <p>-</p> | <p>令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする</p> | | <p>(10) 妊婦訪問支援事業（別添14）</p> <p>妊婦健診未受診の妊婦等継続的な状況把握が必要な妊婦を対象として、その家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するために必要な費用を補助する。</p> | <p>市町村</p> | <p>1/2</p> | <p>-</p> | <p>1/2</p> | <p>1/2</p> | <p>10/10</p> | <p>妊婦健診未受診の妊婦等継続的な状況把握が必要な妊婦を対象として、その家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するために必要な費用を補助する。</p> | <p>市町村</p> | <p>1/2</p> | <p>-</p> | <p>1/2</p> | <p>1/2</p> | <p>10/10</p> | | |
| | <p>(12) 特定妊婦等支援臨時特例事業（別添40）</p> <p>特定妊婦等が安心して生活を行うことができるよう、特定妊婦等に対して、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うために必要な費用を補助する。</p> | <p>令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4</p> | <p>都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、福祉事務所設置町村</p> | <p>1/2</p> | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>令和5年度末</p> | | <p>(11) 特定妊婦等支援整備事業（別添15）</p> <p>特定妊婦等が安心して生活を送ることができる体制整備をするため、特定妊婦等に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備に必要な費用を補助する。</p> | <p>市、福祉事務所設置町村</p> | <p>2/3</p> | <p>-</p> | <p>2/3</p> | <p>1/12</p> | <p>3/4</p> | <p>特定妊婦等が安心して生活を送ることができる体制整備をするため、特定妊婦等に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備に必要な費用を補助する。</p> | <p>市、福祉事務所設置町村</p> | <p>2/3</p> | <p>-</p> | <p>2/3</p> | <p>1/12</p> | <p>3/4</p> | | |
| | <p>(13) 社会的養護自立支援整備事業（別添41）</p> <p>社会的養護経験者等に対する自立支援の体制整備を推進するため、社会的養護経験者等への生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な費用を補助する。</p> | <p>令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4</p> | <p>都道府県、指定都市、児童相談所設置市</p> | <p>2/3</p> | <p>1/12</p> | <p>-</p> | <p>令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする</p> | | <p>(12) 特定妊婦等支援臨時特例事業（別添16）</p> <p>特定妊婦等が安心して生活を行うことができるよう、特定妊婦等に対して、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うために必要な費用を補助する。</p> | <p>市、福祉事務所設置町村</p> | <p>1/2</p> | <p>-</p> | <p>1/2</p> | <p>1/2</p> | <p>10/10</p> | <p>○実施主体が、指定都市、中核市、児童相談所設置市の場合 1/2 - 1/2 1/2 10/10 ○実施主体が、上記以外の市、福祉事務所設置町村の場合 1/2 1/4 3/4 1/4 10/10</p> | <p>(12) 特定妊婦等支援臨時特例事業（別添16）</p> <p>特定妊婦等が安心して生活を行うことができるよう、特定妊婦等に対して、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うために必要な費用を補助する。</p> | <p>市、福祉事務所設置町村</p> | <p>1/2</p> | <p>-</p> | <p>1/2</p> | <p>1/2</p> | <p>10/10</p> | <p>○実施主体が、指定都市、中核市、児童相談所設置市の場合 1/2 - 1/2 1/2 10/10 ○実施主体が、上記以外の市、福祉事務所設置町村の場合 1/2 1/4 3/4 1/4 10/10</p> |
| | <p>(14) 社会的養護自立支援実態把握事業（別添42）</p> <p>社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行うために必要な費用を補助する。</p> | <p>令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4</p> | <p>都道府県、指定都市、児童相談所設置市</p> | <p>1/2</p> | <p>1/2</p> | <p>-</p> | <p>令和5年度末</p> | | <p>(13) 社会的養護自立支援整備事業（別添17）</p> <p>社会的養護経験者等に対する自立支援の体制整備を推進するため、社会的養護経験者等への生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な費用を補助する。</p> | <p>指定都市、児童相談所設置市</p> | <p>2/3</p> | <p>-</p> | <p>2/3</p> | <p>1/12</p> | <p>3/4</p> | <p>社会的養護経験者等に対する自立支援の体制整備を推進するため、社会的養護経験者等への生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な費用を補助する。</p> | <p>指定都市、児童相談所設置市</p> | <p>2/3</p> | <p>-</p> | <p>2/3</p> | <p>1/12</p> | <p>3/4</p> | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|----------------------------------|---------------------------|-------------|-------------|----------|---|---|----------------------|-------------|----------|-------------|-------------|--------------|---|----------------------|-------------|----------|-------------|-------------|--------------|
| <p>(15) 児童相談所一時保護所等整備事業</p> | <p>○児童相談所一時保護施設整備事業（別添43）</p> <p>一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の創設等の整備を行う際の費用を補助する。</p> | <p>令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4</p> | <p>都道府県、指定都市、児童相談所設置市</p> | <p>9/10</p> | <p>1/10</p> | <p>-</p> | <p>令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする</p> | <p>(14) 社会的養護自立支援実態把握事業（別添18）</p> <p>社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、指定都市、児童相談所設置市が社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行うために必要な費用を補助する。</p> | <p>指定都市、児童相談所設置市</p> | <p>1/2</p> | <p>-</p> | <p>1/2</p> | <p>1/2</p> | <p>10/10</p> | <p>社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、指定都市、児童相談所設置市が社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行うために必要な費用を補助する。</p> | <p>指定都市、児童相談所設置市</p> | <p>1/2</p> | <p>-</p> | <p>1/2</p> | <p>1/2</p> | <p>10/10</p> |
| | <p>○一時保護専用施設整備事業（別添43の2）</p> <p>一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が児童相談所一時保護専用施設を設置する等の整備を行う際の費用を補助する。</p> | <p>令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4</p> | <p>都道府県、指定都市、児童相談所設置市</p> | <p>9/10</p> | <p>1/10</p> | <p>-</p> | <p>令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする</p> | <p>(15) 児童相談所一時保護所等整備事業ア 児童相談所一時保護施設整備事業（別添19）</p> <p>一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の創設等の整備を行う際の費用を補助する。</p> | <p>指定都市、児童相談所設置市</p> | <p>9/10</p> | <p>-</p> | <p>9/10</p> | <p>1/10</p> | <p>10/10</p> | <p>一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の創設等の整備を行う際の費用を補助する。</p> | <p>指定都市、児童相談所設置市</p> | <p>9/10</p> | <p>-</p> | <p>9/10</p> | <p>1/10</p> | <p>10/10</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>○児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業（別添4 3の3） 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の生活環境の整備のために必要な改修を行う際の費用を補助する。</p> <p>令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4</p> <p>都道府県、指定都市、児童相談所設置市</p> <p>9/10 1/10 -</p> <p>令和5年度末ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする</p> | <p>備を行う際の費用を補助する。</p> <p>イ 一時保護専用施設整備事業（別添1 9の2） 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護専用施設を設置する等の整備を行う際の費用を補助する。</p> <p>指定都市、児童相談所設置市</p> <p>○別添1 9の2 2（1）の①に該当する事業 9/10 - 9/10 1/10 10/01 ○別添1 9の2 2（1）の②に該当する事業 7/10 - 7/10 1/20 3/4</p> | <p>イ 一時保護専用施設整備事業（別添1 9の2） 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護専用施設を設置する等の整備を行う際の費用を補助する。</p> <p>指定都市、児童相談所設置市</p> <p>○別添1 9の2 2（1）の①に該当する事業 9/10 - 9/10 1/10 10/01 ○別添1 9の2 2（1）の②に該当する事業 7/10 - 7/10 1/20 3/4</p> |
| <p>○一時保護専用施設改修費支援事業（別添4 3の4） 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護専用施設を設置する際に必要な改修を行う際の費用を補助する。</p> <p>令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4</p> <p>都道府県、指定都市、児童相談所設置市</p> <p>9/10 1/10 -</p> <p>令和5年度末ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする</p> | <p>ウ 児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業（別添1 9の3） 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の生活環境の整備のために必要な改修等を行う際の費用を補助する。</p> <p>指定都市、児童相談所設置市</p> <p>9/10 - 9/10 1/10 10/10</p> | <p>ウ 児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業（別添1 9の3） 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の生活環境の整備のために必要な改修等を行う際の費用を補助する。</p> <p>指定都市、児童相談所設置市</p> <p>9/10 - 9/10 1/10 10/10</p> |
| <p>（注1）③欄の「2 0年度交付要綱」とは平成21年3月5日2 0文科初第1 2 7 8号・厚生労働省発雇児第035005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成2 0年度子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。</p> <p>（注2）③欄の「2 1年度交付要綱」とは平成21年7月1日2 1文科初第6 4 7 6号・厚生労働省発雇児0701第9号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成2 1年度子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。</p> <p>（注3）③欄の「2 2年度交付要綱」とは平成23年1月17日2 2文科初第1 3 5 3号・厚生労働省発雇児0 1 1 7第1号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成2 2年度子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。</p> <p>（注4）③欄の「2 3年度交付要綱」とは、平成23年6月23日厚生労働省発雇児0 6 2 3第1号厚生労働事務次官通知の別紙「平成23年度子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。</p> <p>（注5）③欄の「2 4年度交付要綱」とは、平成24年12月28日2 4文科初第9 8 7号・厚生労働省発雇児1 2 2 8第3号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成2 4年度子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。</p> <p>（注6）③欄の「2 5年度交付要綱」とは、平成26年2月6日2 5文科初第1 2 4 6号・厚生労働省発雇児0200第8号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成2 5年度子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。</p> <p>（注7）③欄の「2 6年度交付要綱」とは、平成26年3月20日2 5文科初第1 4 4 5号・厚生労働省発雇児0320第5号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成2 6年度子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。</p> <p>（注8）③欄の「2 7年度交付要綱」とは、平成28年3月11日厚生労働省発雇児0 3 1 1第13号厚生労働事務次官通知の別紙「平成2 7年度子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。</p> <p>（注9）③欄の「2 8年度交付要綱」とは、平成29年1月30日厚生労働省発雇児0 1 3 0第1号厚生労働事務次官通知の別紙「平成2 8年度（平成2 7年度からの繰越分）子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。</p> <p>（注10）③欄の「令和2年度交付要綱」とは、令和2年4月24日府令第4 3 8号内閣総理大臣通知の別紙「令和2年度子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。</p> <p>（注11）③欄の「令和2年度交付要綱（第二次）」とは、令和3年2月3日厚生労働省発子0 2 0 3第4号厚生労働事務次官通知の別紙「令和2年度子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。</p> <p>（注12）③欄の「令和3年度交付要綱」とは、令和4年2月21日厚生労働省発子021第3号厚生労働事務次官通知の別紙「令和3年度子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。</p> <p>（注13）③欄の「令和4年度交付要綱」とは、令和4年6月23日厚生労働省発子0 6 2 3第1号厚生労働事務次官通知の別紙「令和4年度子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。</p> <p>（注14）④欄の「市」または「市町村」には、特段の記載がない限りは指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む。</p> | <p>エ 一時保護専用施設改修費支援事業（別添1 9の4） 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護専用施設を設置する際に必要な改修を行う際の費用を補助する。</p> <p>指定都市、児童相談所設置市</p> <p>9/10 - 9/10 1/10 10/10</p> | <p>エ 一時保護専用施設改修費支援事業（別添1 9の4） 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護専用施設を設置する際に必要な改修を行う際の費用を補助する。</p> <p>指定都市、児童相談所設置市</p> <p>9/10 - 9/10 1/10 10/10</p> |